

コカヌエネ

遺骨返還は、まぎれもなく主権の行使です。

コロラド大学
ロースクール教授

C. ウィルキンソン

北大開示文書研究会、コタンの会、日本平和学会北海道・東北地区研究会の共催、在札幌米国総領事館の後援によるC. ウィルキンソン教授講演会が2016年7月30日、札幌市教育文化会館で開催されました。ダイジェストをお届けします（文書研ウェブサイトでフルバージョンを公開中です！）

みなさん、こんにちは。きょう、ここに來ることができてとてもうれしく感じています。

私はこれまで45年にわたって、自然資源をめぐる問題、また先住民族の権利に関する法律の専門家として働いてきました。駆け出しのころには、まさかこんなふうに北海道でみなさんと知識を分かち合う日がくるとは思ってもみませんでした。それどころか、先住民族にこれほど心をつかまれることさえ想像していませんでした。

みなさんの前にはいま、大きな壁が立ちほだかっていますね。きょうは「先住民族の主権」をテーマに、私の知識や考え、国際社会における先住民族の人権拡大の動きなどについてお話ししようと思います。

このことを議論するのに、今はちょうど良いタイミングだと思っています。きょうの講演会を共催くださった「コタンの会」のみなさんは、ちょうど先週、大学からの遺骨返還を成し遂げられたばかりです。これまで先住権を踏みじられてきたアイヌ

が、遺骨返還を通じてついに権利を行使し始めました。遺骨返還は、紛れもなく主権の行使です。これはまさに歴史的な瞬間だったと思います。ここにおいてコタンは「主権を持つ団体」になったのです。

アイヌの主権を称えましょう。主権とはいったい何かを理解しましょう。一般のみなさんがどうしたらアイヌの主権をサポートできるか、考えましょう。

アメリカン・インディアン運動

50年ほど前のアメリカン・インディアン運動（American Indian Movement、AIM）は、アイヌをはじめ、世界の先住民族の復権にも役立つと思います。どん底の状態から始まって、各地のトライブを現在のレベルまで引き上げることに成功した事例だからです。もちろん、並々ならぬ努力が必要だったことは言うまでもありません。

1960年代、連邦政府は「かつて各トライブと結んだ条約は（トライブが衰退・消滅した現在は）もう無効だ」と主張し始めます。インディアンであろうと勝手にサケを捕ったら違法だ、というのです。大陸北西

部、ワシントン州ピュージェット湾岸ではインディアン漁師が繰り返して警察に逮捕される事態に陥り、新聞沙汰にもなりました。

トライブは立ち上がり、デモ行進したり、州議会のビルの前に座り込んだりして抗議の声を上げました。何が起きているのかを市民に知らせるためのドキュメンタリー映画も制作されました。教会がスポンサーになって2冊の本が刊行され、トライブを支援するキャンペーンが繰り返されました。

ワシントン州から発した運動は、隣接するアイダホ・カリフォルニア・オレゴン各州にも広がり、各地の裁判所で「トライブとの間の条約は現在も有効」という判決が相次ぎました。

**アイヌ遺骨
返還請求訴訟
ニュースレター
No.15
2016年11月25日
北大開示文書研究会**



サケ管理権獲得から起爆

この訴訟では、トライブに対する共感的な世論が醸成されました。先住民族ではない大勢の人たちがトライブ側のサポーターとなつて、裁判闘争を支援しました。米国北西部の各河川は非常に多くのサケが遡上することよく知られていたため、サケを巡る裁判としても注目を集めました。

裁判を担当したボルト判事 (George Hugo Boldt、1903年ー84年) がまた勇敢な人で、74年のいわゆるボルト判決 (Boldt decision) で、条約にある「入植者と同等」という条件のことを、はっきり「50% ずつ」と解釈してみました。この判決をきっかけに、サケに限らず、カキなどの貝類、トドやアザラシといった海獣類、オヒョウなどの魚類、カニなど高価な甲殻類も同様に、トライブが50%の権利を有するという解釈が定着します。

現在、地球温暖化などにもなる環境問題が深刻化しているわけですが、環境保全運動では、いまやトライブが中心的な位置を占めています。トライブは過去何百年、何千年にもわたってサケなどの自然資源を持続的に利用してきました。サケの生態や個体数に関して詳細かつ正確な知識なしにはなしえないことです。トライブの人たちはサケをスピリチュアルな存在にまで高めてもいます。サケと人間のこうした関係性は一般社会にも影響を与え、アメリカ大統領でさえ関心を寄せざるを得なくなってきました。

アイヌも同じようしたらどうか、だなんて私は言うつもりはありません。ただ、こんなアメリカ先住民も今から50年前にはどん底の状態だった。そこから現在のように変わってきた、という歴史的な事実、ぜひ注目いただきたいと思えます。そのきっかけとなった裁判を支えたのが一般市民のサポートだった点も見逃せません。

この判決によって、先住民族の権限が爆発的に拡大することになりました。サケなどの資源管理を行なうには、漁獲行為を規制する法律を制定する権利を持つていないと不可能です。法律を策定する委員会、紛争を解決する裁判所、違反を取り締まる警察官や、資源量をモニタリングするスタッフも必要です。この判決によって、トライブは一気にこれらのシステムを備えるまでに成長したのです。

サケに始まったトライブの資源管理権はいまではほかの魚類にも拡大しています。おかげで、1960年代にはゼロだった資源管理部門の職員数は、近隣の郡役場のそれを上回って、ひとつのトライブあたり200〜300人に達しています。自前の役場や裁判所も設置され、ほとんどのトライブが数人ずつの裁判官を置いています。病院が設立され、トライブの半分に学校があります。ピュージェット湾岸のトライブにとどまりません。全米で36のトライバル・カレッジが設立され、大半は大学院を併設しています。

次に「先住民族の権利に関する国際連合宣言」(UNDRIIP、07年) とサケ漁獲権の関係についてお話しします。

指針としての権利宣言

UNDRIIPが今後、米国や日本でどんな影響を發揮するかを予測するのは難しいのですが、私が思うに、どちらの国の先住民族にとつても、将来を左右する非常に重要な文書になるはずはです。

じつさいUNDRIIPは優れた文書です。総括的かつ詳細で、非常に道徳的だし、力強く、説得的。いろんな状況を踏まえています。だれでもネットで読むことができます。

カギとなる論点は「グループの権利 group rights」です。起草の当

チャールズ・ウィルキンソンさん
Charles Wilkinson/Distinguished University Professor,
Moses Lasky Professor of Law.
コロラド大学ロースクール教授。デニソン大学、スタンフォード大学ロースクール卒業。「ネイティブ・アメリカン・ライツ・ファンド (アメリカ原住民権利基金)」専属弁護士、オレゴン大学、ミシガン大学、ミネソタ大学各ロースクールを経て現職。撮影/平田剛士

この判決によって、先住民族の権限が爆発的に拡大することになりました。サケなどの資源管理を行なうには、漁獲行為を規制する法律を制定する権利を持つていないと不可能です。法律を策定する委員会、紛争を解決する裁判所、違反を取り締まる警察官や、資源量をモニタリングするスタッフも必要です。この判決によって、トライブは一気にこれらのシステムを備えるまでに成長したのです。

サケに始まったトライブの資源管理権はいまではほかの魚類にも拡大しています。おかげで、1960年代にはゼロだった資源管理部門の職員数は、近隣の郡役場のそれを上回って、ひとつのトライブあたり200〜300人に達しています。自前の役場や裁判所も設置され、ほとんどのトライブが数人ずつの裁判官を置いています。病院が設立され、トライブの半分に学校があります。ピュージェット湾岸のトライブにとどまりません。全米で36のトライバル・カレッジが設立され、大半は大学院を併設しています。

次に「先住民族の権利に関する国際連合宣言」(UNDRIIP、07年) とサケ漁獲権の関係についてお話しします。

UNDRIIPが今後、米国や日本でどんな影響を發揮するかを予測するのは難しいのですが、私が思うに、どちらの国の先住民族にとつても、将来を左右する非常に重要な文書になるはずはです。

じつさいUNDRIIPは優れた文書です。総括的かつ詳細で、非常に道徳的だし、力強く、説得的。いろんな状況を踏まえています。だれでもネットで読むことができます。

カギとなる論点は「グループの権利 group rights」です。起草の当

初から、先住民族の権利は「公民権運動の立場の人たちの主張するような『個人の権利』にとどめてはいけない」という要望がありました。個人々の権利とは別に、グループとして行使できる権利の獲得が目指されたのです。UNDRIPは先住民族の個人および集団に対して、自己決定権、領土権、漁業権など自然資源に及ぶ権利、教育の権利、開発の権利、知的所有権、文化の権利、そして条約によって認められる権利のあることを宣言しています。

各国政府は法令や政府文書を作成する際に、このUNDRIPを遵守しなければならぬと私は思います。報道によるとどうやら日本政府はそうではないようですが、「UNDRIPに法的な拘束力はない」といった日本政府の保守的な論法は、私にはUNDRIPの趣旨をねじ曲げているとは思えません。

確かに、UNDRIPには署名した各国に対する拘束力はありません。

コカヌエネ

こえを、きこら。

せん。でもだからといって守らなくてもよいわけでは決してありません。「世界人権宣言」(Universal Declaration of Human Rights、UDHR)と同様、UNDRIPは各国に対する強力なガイドラインとして策定されたものだからです。

歴史的不正義

UNDRIPをアイヌに適用しようと思ったら、歴史を遡る必要があるでしょう。北海道の島は、すでに江戸時代から日本政府の管轄下にあったとも言えますが、それはアイヌとの交易に限られていたはずで、当時の政府(江戸幕府)は、「蝦夷(えぞ)のことは蝦夷まかせ」の態度を取り、蝦夷地でのアイヌの自治を認めていましたし、当時の国際基準から見ても、土地所有権はアイヌが有していました。和人(入植者)は居住することも開発することも認められませんでしたし、サケなどの自然資源も各コタンが思うままに利用・

管理していたのです。

ところが1868年にスタートする明治政府はアイヌからそれを取りあげ、和人入植者に与えました。明治政府はそのさい、アイヌの手にあった土地に対する権利や漁業に対する権利を保護するための条約すら結びませんでした。19世紀末に北海道旧土人保護法を制定してアイヌに土地を「給与」しますが、実効性に乏しいものでした。

米国においても、インディアンの土地に入植者たちが侵入してどんどん開発をしました。

アイヌは代々の住み場所から追いやられ、サケなどに対する漁業権も失いました。現在でも北海道知事の許可なしには、川を遡上(そじょう)してきたサケの1尾を捕獲することすら許されません。しかも、アイヌにサケ捕獲が許可されるのは、文化的・教育的な目的に必要と知事が認めた場合に限られます。そうやって同化政策がどんどん加速するにともない、アイヌ差別が広がりました。現在、アイヌ(コタン)は実質的に土地を保有

しておらず、漁業権も行使できない状況です。ただ個人としての地権者、漁業権者がいるだけです。

3つの提案

ではこれからどうすべきか。日本政府はまず、犯してはならない不正義をアイヌに強いてきたこと

北大開示文書研活動の集大成！

アイヌの遺骨はコタンの土へ

北大に対する遺骨返還請求と先住権

北大開示文書研究会 [編著]

2016年4月20日 緑風出版 [発行]

四六版並製 / 304頁 / 2400円+税

ISBN978-4-8461-1604-0 C0036

全国の書店、ウェブ書店で取り扱っています。



にきちんと向き合うべきです。その時（為政者や入植者などの）個人を批判するのではなく、不正義を犯した歴史そのものを認める必要があるでしょう。

国際的には先住民族の権利が回復に向かうにつれ、こうした不正義の歴史を国家が認め、先住民に謝罪するケースが出てきています。国家が歴史を認め、謝罪があれば、それが次の活動に向けた出発点になるでしょう。

それはこれまで行なわれてきた歴史的な不正義を埋め合わせる、という事です。つい先ごろ、みなさんは大学から遺骨を元のコタンに返還させ、再埋葬を実現なさいましたね。これは、歴史的な不正義を埋め合わせるための、道理にかなった行為だったと思います。

今回の遺骨返還の経緯をうかがって建設的だなと感じさせられたのは、アイヌのみなさんが（和人に対して）「もし札幌でアイヌに和人の

墓地を掘られたらどう思うんだ？」

といったグロテスクな主張を一切なさらなかったことです。どんな場合にも墓地を掘り起こして遺骨を持ち出すような行為は許されない、という意識が共有されていたからだと思います。

まだ残されている遺骨の返還に向けた今後の活動は、大学や博物館などと協働しながら展開なさるべきでしょう。アイヌの協働的な精神や、祖先を敬う儀式を執りおこなう主権を損なわずに進めることが可能だと思います。

歴史的な不正義を道義的に埋め合わせる、という場合、私はアイヌ民族には3つの領域があると思います。

第一は漁業権です。ポルト判決は、資源の50%を自由にする権利がインディアンにあるとしました。アイヌの場合にも50%がよいのかどうかは分かりませんが、米国や他の国々では漁業資源や水資源をめぐる権利についてすでに裁判所で審理がなさ

れ、判決も出ています。

第二は土地の返還です。いまそこに住んでいる和人たちをいきなり追い出すことはできないでしょうが、国有林ならアイヌの手に戻すことは可能です。仮にそこが私有化されて植林地になつていても、土地を買い戻す資金を政府が拠出すれば、所有者も売却に応じるのではないのでしょうか。

第三は教育です。アイヌの若者たちの多くが教育面での差別に苦しんできました。歴史的な立ち後れを取り戻すために、特別なアイヌ教育が必要だと思われれます。不正義の歴史を踏まえたうえで、アイヌの子どもたちや若者たちが十分な学業を積み上げられるようにするのが、アイヌ教育に特化した委員会の設立や、先ほど述べたアメリカのトライバル・カレッジ（トライブの大学）と同様、アイヌのための大学建設も視野に入ってくるでしょう。

最後に、日本政府と北海道庁に申

し上げたい。かつてアイヌに対してあつてはならないようなひどいことをしてしまったことをどうか認めて欲しいと思います。そしてこれから、素晴らしい文化と美しい子どもたちを育むアイヌの発展に尽くしてください。みなさん、ありがとうございます。

翻訳|| エフリー・ゲイマン（北海道大学メディア・コミュニケーション研究院准教授、北大開示文書研究会員）

ラムトウナシ きいて、始める。

アイヌ遺骨返還請求訴訟ニュースレター第15号

発行日 2016年11月25日

編集発行 北大開示文書研究会

共同代表：清水裕二、殿平善彦

〒077-0032

北海道留萌市宮園町3-39-8(三浦忠雄方)

TEL (FAX) 0164-43-0128

電子メール ororon38@hotmail.com

<http://hmjk.world.coocan.jp/index.html>